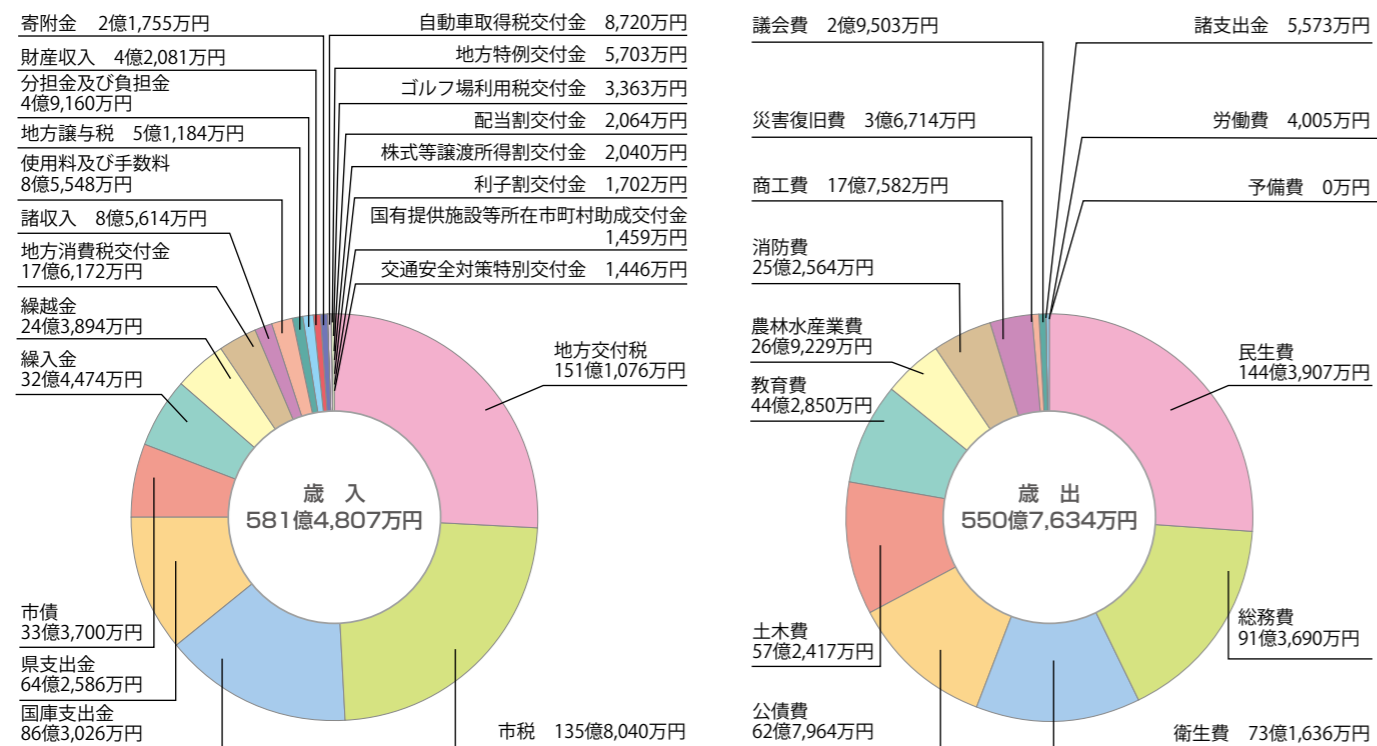


会計区分とは(一般的な市町村の例)

地方自治法により事務処理をする会計	一般会計	普通会計	教育、社会福祉、土木、消防などの自治体の行政運営の基本的な経費
	特別会計	公営事業会計	
国民健康保険事業会計			
老人保健医療事業会計			
介護保険事業会計			
後期高齢者医療事業会計			
農業共済事業会計			
公立大学附属病院事業会計			
地方公営企業法により事務処理をする会計		公営企業会計	
		法適用企業	水道、電気、ガス、病院などの事業
		法非適用企業	簡易水道、下水道、港湾整備、観光施設などの事業

平成29年度決算状況

一般会計



平成29年度の一般会計および特別会計の決算は、1表のとおり歳入歳出差引40億5,207万円の残額を生じ、翌年度へ繰り越すべき財源11億6,747万円を控除すると、実質収支は28億8,460万円となりました。

また、一般会計の市債残高(2表)は403億4,376万円と、前年度に比べ26億3,704万円の減、基金残高(3表)は211億9,940万円と、前年度に比べ13億3,611万円の減となりました。

今後も引き続き、市債残高を減らせるよう、現在実行中である財政運営プログラムを着実に推進し、適切な財政運営に努めます。

**●平成29年度に実施した主な投資的事業**

- ▼コンベンション施設整備事業
- ▼川内クリーンセンター基幹的設備改良事業
- ▼産地パワーアップ事業
- ▼橋梁維持補修事業
- ▼総合防災センター施設整備事業
- ▼東郷地域小中一貫校整備事業
- ▼国民体育大会施設整備事業

平成29年度実質収支

	一般会計	特別会計	計
歳入①	581億4,807万円	292億2,186万円	873億6,992万円
歳出②	550億7,634万円	282億4,151万円	833億1,785万円
差引(①-②)	30億7,173万円	9億8,034万円	40億5,207万円
翌年度へ繰り越すべき財源③	10億6,027万円	1億721万円	11億6,747万円
実質収支(①-②-③)	20億1,146万円	8億7,314万円	28億8,460万円

\*計などについては、端数処理の関係で一貫しない場合があります。

市有財産現在高(平成29年度末)

区分	平成29年度末現在高	平成28年度末との比較増減
山林	7,992万3,082.27㎡	12㎡減
山林以外	1,606万4,917.23㎡	1,609.5㎡増
建物	63万2,880.70㎡	4,716.7㎡減
有価証券	4,628万円	-
出資による利権	2億7,416万円	50万円増
債権	6億593万円	262万円増
基金	211億9,940万円	13億361万円減

市債(市の借入金)の現在高

会計	項目	金額
一般会計	臨時財政対策債	202億2,727万円
	土木債	61億7,425万円
	消防債	35億7,993万円
	総務債	35億4,256万円
	教育債	28億5,664万円
	農林水産業債	15億1,355万円
	衛生債	13億746万円
	商工債	4億83万円
	減税補てん債	3億8,834万円
	公営企業出資債	2億1,030万円
	災害復旧債	1億4,049万円
	減収補てん債	214万円
	臨時税収補てん債	0万円
	民生債	0万円
<b>一般会計(合計)</b>		<b>403億4,376万円</b>
特別会計	公共下水道事業	45億6,487万円
	天辰第一地区土地区画整理事業	14億1,548万円
	農業集落排水事業	9億7,112万円
	簡易水道事業	8億7,222万円
公営企業会計	入来温泉場地区土地区画整理事業	5億4,000万円
	漁業集落排水事業	5億1,846万円
	国民健康保険直営診療施設勘定	7,155万円
	浄化槽事業	3,010万円
<b>特別会計(合計)</b>		<b>89億8,380万円</b>
水道事業	48億4,574万円	
<b>公営企業会計(合計)</b>		<b>48億4,574万円</b>

平成29年度末全会計市債残高(合計)	541億7,330万円①
平成28年度末全会計市債残高(合計)	574億625万円②
比較増減(①-②)	△32億3,295万円

市民1人当たりでは...

平成29年度末市民1人当たりの全会計市債残高	56万6,773円③
平成28年度末市民1人当たりの全会計市債残高	59万5,340円④
比較増減(③-④)	△2万8,567円

用語解説

■**翌年度へ繰り越すべき財源**：平成29年度に事業を完了できず、平成30年度へ実施を繰り越した事業の財源

■**実質収支**：歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額。地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要なポイントとなる。

■**一般会計**：予算の中心となる基本的・一般的な会計であり、他の会計に属さないものは、全てこの会計で処理される。

■**特別会計**：特定の事業を行う場合や特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計の歳入歳出と区別して経理する会計のこと

■**普通会計**：それぞれの市町村ごとに各会計の範囲が異なっていることから、各団体の財政比較を容易にするため、地方財政統計上、統一的に用いられる会計であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせた会計のこと

■**公営事業会計**：自治体の経営する公営企業などの会計の総称

■**民生費**：児童・高齢者・障害者の福祉などの経費

■**総務費**：庁舎などの維持管理、税金の徴収、戸籍管理、選挙などの経費

■**衛生費**：保健衛生や環境対策、ごみ処理対策などの経費

■**公債費**：これまでの施設整備などで借入れたお金の返済のための経費

■**商工費**：商業や観光振興などの経費

■**労働費**：労働者福祉などの経費

■**国庫支出金**：特定の事業に対して、国から交付されるお金

■**繰入金**：基金の取り崩しや他会計から入れるお金

■**繰越金**：前年度から繰り越されたお金の

■**分担金及び負担金**：土地改良や保育園の保育料など、事業実施に伴う受益者からの分担金・負担金

平成29年度決算概要をお知らせします

【問合せ先】  
本庁財政課財政グループ  
☎(23)5111(内線4721)